

大山崎町「天王山」ふるさと応援寄附金
「返礼品協力事業者の登録要件」・「返礼品の登録要件」等について

1. 返礼品協力事業者の登録要件

次の要件すべてに適合する企業等または個人事業者とします。

- (1) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行なっていること。
- (2) 町内に本店（本社）、支社（支店）、営業所、工場等を有する法人、団体又は個人事業者であること。ただし、本町内で生産されたもの、又は商品の原材料の主要な部分が町内で生産されたものの加工・製造・販売を行ない、本町をPRしていると認められる場合は、町外の事業者も可能とします。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 代表者や役員等が、大山崎町暴力団排除条例（平成24年12月28日条例第19号）第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 上記（1）から（4）の事由の有無の確認のため、町が行なう調査については、これに同意するとともに、町が調査に必要な書類の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。
- (6) 大山崎町個人情報保護条例（平成16年6月30日条例第10号）及び関係法令を遵守し、個人情報適切に取り扱うことができる事業者であること。
- (7) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有し、受注連絡を電子メールにて受け取れる状態にあること。

2. 返礼品の登録要件

次の要件すべてに適合する返礼品とします。

- (1) 関係法令（地方税法、総務省令、総務省告示等）で示される各基準に準じたものであること。
なお、総務省告示における返礼品の基準は次のとおりであり、これらのいずれかに適合する商品であることが必要です。
 - 町内で生産されたもの
 - 町内で原材料の主要な部分が生産されているもの
 - 町内において製造・加工その他の工程のうち主要な部分を行なっているもの
- (2) 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給するものを除く。
- (3) 飲食物の場合は、寄附者への商品到着後、概ね5日間程度の賞味（消費）期限が保証されること。
- (4) 換金性の高いものや金額の記載のある優待券、旅行券等でないこと。
- (5) 返礼品の価格は、商品代、梱包代、消費税等を含み、寄附金額の3割を限度とすること。

3. その他の留意事項

- (1) 返礼品協力事業者及び返礼品については、申込内容や活動等を総合的に審査のうえ、町において登録を決定します。なお、申込内容等について、聴き取りや資料の提出をお願いする場合があります。
- (2) 登録された返礼品等の生産・製造及び適正な品質管理を行うとともに、返礼品の品質・流通及び販売等において事故等の問題が生じたときは、当該事業者がすべての責任を負うものとします。
- (3) ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。